

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
統計リテラシーの向上	<p>① 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を実施</p> <p>② 教育の場を活用し、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化する</p>
	現行基本計画の該当項目
	<p>③ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 (平成26年度から順次実施する)</p> <p>④ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。(平成26年度から実施する)</p> <p>⑤ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。(平成26年度から実施する)</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>③ 平成26年度には、教員を対象とした「統計指導者講習会」の中央研修について、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例（実践講習）など内容を充実するとともに、さらに全国を6ブロックに分けて「ブロック別統計指導者講習会」を実施するよう研修参加機会の拡大を図った。 平成28年度においては、青森県、福井県、岐阜県、大阪府、宮崎県及び鹿児島県において「ブロック別統計指導者講習会」を実施した。 上記講習会の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すよう連携を図っている。 平成28年5月には、課題学習や自由研究の取り組み方を学ぶ、中学生向け教材である学習ワークブック「生徒のための統計活用～基礎編～」を刊行し、広く教材の利活用を進めるべく、統計教育の充実に取り組んでいる。さらに、高校生を対象とする統計教育のための学習教材「高校からの統計・データサイエンス活用～上級編～（仮称）」の開発に取り組んだ。</p>

	<p>④ 統計研究研修所では、教員、教育関係者を対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施しているが、平成29年度においては、それを拡充し、統計研究研修所と滋賀大学の2ヶ所で実施することとしている。</p> <p>平成30年度以降は、統計人材育成に向けた取組みを強化することから、その中で教育関係者向けの研修・セミナーを行う。</p> <p>⑤ 地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、平成26年度や27年度に引き続き「統計教育に関する意見交換会」(28年度は滋賀大学)を実施し、先進的取組を共有するとともに、28年度は新たに、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子どもプログラミング教室」を滋賀県とも連携しつつ、滋賀大学で開催した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図る観点から、大学における統計教育との連携・協力を推進する必要があるのではないか。(①)</p> <p>○ 教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、学習ワークブックの刊行など、統計教育の充実に取り組んでいることは評価できるものの、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化し、教育の場を活用した統計リテラシーの向上に引き続き取り組む必要があるのではないか。(②、③)</p> <p>○ 統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施するほか、地方公共団体との「統計教育に関する意見交換会」の実施などを通じた地方公共団体間の情報共有を実施していることは評価できるものの、引き続き取組の充実を図る必要があるのではないか。(④、⑤)</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 各府省は、総務省による検討結果を踏まえ、社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を平成30年度から取り組む。</p> <p>○ 総務省は、教員・教育関係者を対象とした研修を引き続き開催するとともに、研修受講者の要望を踏まえつつ、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知などに関し、研修の内容充実や教材・カリキュラムの開発・改定に平成30年度から取り組む。</p> <p>○ 総務省は、統計教育に関する先進的取組を地方公共団体間で共有するなど地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、地方公共団体との意見交換会等、情報収集の機会拡大を図る。</p>
<p>備考(留意点等)</p>	